

猶予申請の手引き

掛川市納税課

掛川市の猶予制度のあらまし

市税をその納期限までに納付しない場合には、納付する日までの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税を一度に納付することが困難な理由がある場合には、掛川市に申請することにより、財産の換価（売却）や差押などの猶予が認められる場合があります。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

猶予の効果

換価の猶予が認められると・・・

- ① 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

徴収猶予が認められると・・・

- ① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押えを受けている財産がある場合には、掛川市に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

※留意事項

- この手引きの内容は、平成28年4月1日以降の猶予の申請について適用されます。
- 社会保障・税番号制度の導入により、掛川市へ提出する税務関係書類には、個人番号又は法人番号の記載が必要となるため、換価の猶予又は徴収猶予の申請書を提出する場合は、個人番号又は法人番号を記載してください。

また、掛川市に個人番号を記載した申請書等を提出する際は、本人確認事項の提示又は本人確認書類の写しを申請書等に添付してください。

手続の流れ

猶予を受けるための要件の確認

① 換価の猶予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内の申請により**換価の猶予**を受けることができます。

② 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により**徴収猶予**を受けることができます。

また、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その市税の納期限までに申請することにより、**徴収猶予**を受けることができます。

申請書の作成・提出

「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に必要な書類を添付して、掛川市に提出します。

- 「換価の猶予申請書」の書き方
- 「徴収猶予申請書」の書き方
- 「財産収支状況書」の書き方

提出された申請書等の審査

掛川市では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

猶予が許可された場合

猶予が許可された場合は、掛川市から「猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

不許可となる場合

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、掛川市から「猶予不許可通知」が送付されます。

完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予の取り消し等

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付の計の変更や、猶予期間の延長が認められることがあります。

I 換価の猶予

1 換価の猶予を受けることができる場合

次の①から⑤に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること (*1)
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること (*2)
- ③ 換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予の申請書」が掛川市に提出されていること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること (*3)

*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

*2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、過去に滞納をしたことがないなど、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると認めることができることをいいます。

*3 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額が（未確定の延滞金を含みません。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年 (*1) の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

*1 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に掛川市に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予を申請する場合は、次の書類を掛川市に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「換価の猶予申請書」
- 「財産収支状況書」

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは掛川市納税課にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合には、提出は不要です。

4 提出された申請書等の審査

掛川市の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が許可された場合であっても、その猶予を受けようとする市税について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

なお、掛川市での審査結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立をすることができます。

6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件に該当しないとき
- ② 申請者について強制換価手続（*1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために掛川市の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（*2）。
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（*3）。

*1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

*2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

*3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたときなどが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立をすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「換価の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき（*1）。
- ③ 掛川市長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき（*1）。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

*1 猶予を受けている者の責めに帰することができない事実が発生した場合など、やむを得ない事情がある場合がある場合を除きます。やむを得ない事情がある場合は、掛川市納税課へご相談ください。

換価の猶予申請書の書き方

申請書に必要事項を記載し、「財産収支状況書」を添付して提出してください。

提出日を記載してください。

換 価 の 猶 予 申 請 書

住所又は所在地、氏名又は名称、
個人番号又は法人番号を記載し、押
印してください。

平成 28 年 7 月 〇 日

掛川市市長 様

換価の猶予の申請をするときに、未納とな
っている市税のうち申請の対象となるもの
を記載してください。延滞金については本税
を納付していないものは「要す」と記載さ
してください。詳しくは掛川市納税課まで。

(申請者)
住(居)所又は所在地 掛川市掛川1111番地
氏名又は名称 掛川建設株式会社
代表取締役 掛川 一郎 ㊟
個人番号又は法人番号 1234567890123

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予の申請をします。

科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	税額(円)	延滞金額(円)		合計金額(円)		納期限	備考
						法律による金額	法律による金額	法律による金額	法律による金額		
納付(納入)すべき市税	固定資産税	28	28	123456	1	420,000	要す	420,000	420,000	平成28年6月6日	
	固定資産税	28	28	123456	2	400,000	要す	400,000	400,000	平成28年8月5日	
	固定資産税	28	28	123456	3	400,000	要す	400,000	400,000	平成28年10月5日	
	固定資産税	28	28	123456	4	400,000	要す	400,000	400,000	平成28年12月5日	
	合計					1,620,000	要す	1,620,000	1,620,000		
1 納付すべき市税のうち 換価の猶予を受けようとする金額					1,200,000	要す	1,200,000				
2 申請の理由		<p>A建築株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引き下げ等により売り上げは前年度に比べ65%まで落ち込んでおり、仕入れ先であるE株式会社への支払も遅れがちである。</p> <p>A建築株式会社からの入金全てを市税の納付に充てた場合には、E株式会社に対する支払ができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難となる。</p>									
猶予期間		平成28年7月〇日 から 平成29年1月〇日									
3 納付計画	年月日	納付金額(円)		年月日	納付金額(円)						
	平成28年8月〇日	200,000									
	平成28年9月〇日	200,000									
	平成28年10月〇日	200,000									
	平成28年11月〇日	200,000									
	平成28年12月〇日	200,000									
	平成29年1月〇日	200,000 +延滞金									
3 担保		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供でない特別の事情		種別：土地 地目：宅地 地積：120㎡ 所有者：〇〇〇〇 所在地：掛川市〇〇町〇〇番地の〇						

猶予期間の開始日(申請書を提出する日)から納付計画の最終日を記載します。

財産収支状況書の分割納付計画欄から転記します。

1 「納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額」欄の現在納付可能資金額を差し引いた金額を記載します。

2 「申請の理由」欄

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

《記載例》

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の一つであったC株式会社の事業縮小のため、C株式会社との契約が昨年11月をもって終了することになった。

C株式会社との取引は、売上の約30%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払いだけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

3 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要が無い場合には「□無」にチェック (☑) を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」に (☑) を付けます。

① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金は含みません。）が100万円以下である場合

② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合

③ 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の《記載例》

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

※ 上記①又は②に該当する場合には、この欄には「-」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

(不動産を担保として提供する場合)

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	種別：土地 地目：宅地 地積：120㎡ 所有者：〇〇〇〇 所在地：掛川市〇〇町□□番地の□
----------------------	---

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	保証人の氏名：〇〇〇〇 保証人の住所：〇〇市〇〇町□□番地の□
----------------------	------------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保財産の詳細又は提供できない特別の事情	担保として提供できる種類の財産を所有していないため。
----------------------	----------------------------

◎担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- ① 国債及び地方債
- ② 社債その他の有価証券で、財務事務所長が确实と認められるもの
- ③ 土地
- ④ 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車、及び建設機械
- ⑤ 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- ⑥ 掛川市長が确实と認める保証人の保証

財産収支状況書の書き方

ここでは、「換価の猶予申請書（記載例）」に添付して提出する「財産収支状況書」の記載例を基に、書き方を説明しています。

申請書提出日を記載してください。

財産収支状況書

平成28年7月〇日

1 住所・氏名等

住所所在地	掛川市掛川1111番地	氏名称	掛川建設株式会社 代表取締役 掛川 一郎
-------	-------------	-----	-------------------------

2 現在能不可能金額

1	現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金の額	納付可能額	納付に充てられない事情
	現金		円 300,000	円 300,000	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	〇〇銀行〇〇支店	普通	80,000	0	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	〇〇信金〇〇支店	当座	150,000	0	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	上場株式100株	-	120,000	120,000	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	現在納付可能資金額			420,000	この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

3 今後の平均的な収入及び支出の見込み（月額）

2	区分	見込金額
収入	売上、給与、報酬	2,000,000 円
	その他	円
		円
	① 収入合計	2,000,000 円
支出	仕入	800,000 円
	給与、役員給与	530,000 円
	家賃等	70,000 円
	諸経費	100,000 円
	借入返済	300,000 円
		円
		円
	生活費（扶養親族 人）	円
	② 支出合計	1,800,000 円
	③ 納付可能基準額（①-②）	200,000 円

4 分割納付計画

3	月	分割納付金額	備考
	8月	200,000 円	
	9月	200,000 円	
	10月	200,000 円	
	11月	200,000 円	
	12月	200,000 円	
	1月	200,000 円	+延滞金
	2月	円	
	3月	円	
	4月	円	
	5月	円	
	6月	円	
	7月	円	
	【備考】		

納付可能基準額を記載します。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合は、その増額又は減額した金額を記載します。
換価の猶予申請書の「納付計画」欄に転記します。

5 財産の状況

4 (1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称及び住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A産業株式会社（〇〇市〇〇1-1-1）	500,000 円	平成28年8月15日	売掛金	振り込み
有限会社B工務店（〇〇市〇〇4-5）	180,000 円	平成28年9月15日	売掛金	小切手
株式会社Cホーム（〇〇市〇〇8-10）	50,000 円	平成28年12月20日	貸付金	現金

(2) その他財産の状況

不動産等	資材置き場用地（〇〇市〇〇町**）	国債株式等	D株式会社（関連会社）	未上場株式1株
車両	業務用車両1台（静岡333み〇〇〇〇）	その他（保険等）	〇〇生命保険	

(3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
〇〇リース株式会社	800,000 円	50,000 円	平成〇年8月	可(否)	
〇〇銀行△△支店	4,000,000 円	250,000 円	平成〇年12月	可(否)	資材置き場用地（〇〇市〇〇町**）

※各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載してください。

1 「2 現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において直ちに納付することができる金額を計算します。

- ① 「現金及び預貯金等」の欄に、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式など売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- ② 「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③ 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額及び預貯金等の金額を記載します。
- ④ 「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- ⑤ 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情に を付けます。

「 運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」といいます。）（*1）の事業に係る支出に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「 生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間（*1）に支出する生活費に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「 その他」にチェックを付けた場合には、その事情を（ ）内に具体的に記載します。

*1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当が必要になる日までの期間とすることができます。なお、納税者が収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当をしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。

- ⑥ 「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。
「現在納付可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。
なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込額」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込額を記載します。

この欄で計算した「納付可能基準額」を基に、「4 分割納付計画」欄を記載します。

(1) 「収入」欄

売上収入その他経常的な収入を全て税込金額で記載します。（納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。）

(2) 「支出」欄

ア 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出。

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、給与、報酬などの支出の見込額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記載してください。

イ 生活費（納税者が個人の場合のみ）

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族一人につき45,000円、③手取り額（*1）から①及び②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠

な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

*1 「手取り額」とは、給与所得者については、直近の1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。なお、複数の所得がある場合には、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、これらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

《【備考】欄の記載例》（Aの方法により計算した場合）

○給与収入（手取り額）35万円、4人家族（納税者本人、妻、子2人）の場合
納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。

$$100,000円① + (45,000円 \times 3人)② = 235,000円(a)$$

(納税者本人の生活費) (納税者と生計を一にする親族の生活費) (基準額)

$$235,000円(a) + \{ (350,000円(手取り) - 235,000円(a)) \times 20 / 100 \}③ = 258,000円$$

(基準額) (医療費) (妻の給与収入) (生活費)

$$258,000円 + 15,000円 - 50,000円 = 223,000円$$

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を【備考】欄に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を【備考】欄に具体的に記載します。

3 「4 分割納付計画」欄

この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「納付可能基準額」を基に具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は、申請書の「納付計画」欄に転記します。

(1) 「月」欄

猶予期間中の全ての月を記載します。

(2) 「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「納付可能基準額」に記載した金額とします。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

(3) 「備考」欄

「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

《記載例》

(臨時的な収入)

・不動産売却による収入(〇〇円)のため。 ・借入による入金(〇〇円)のため。

(臨時的な支出)

・製造用機会の買替えによる支出(〇〇円のため)。 ・〇〇税の納付(〇〇円)のため。

4 「5 財産等の状況」欄

(1) 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類及び回収方法を記載します。

「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

(2) 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

また、「その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして、「2 現在納付可能資金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

(3) 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

「追加借入の可否」欄には、借入枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。

「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保を提供している財産等を記載します。

II 徴収猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること。
 - ア 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」といいます。）がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（*1）
 - イ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ウ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - エ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと（*2）
 - オ 納税者に上記アからエに類する事実があったこと（*3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が掛川市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*4）

*1 市税の納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。詳しくは、掛川市納税課までお問い合わせください。

*2 「事業につき著しい損害を受けた」とは、納税の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

*3 「上記アからエに類する事実」のうち、エ（納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類すものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

*4 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合と同様です。

2 本来の納期限から1年以上経過した後納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税（*1）があること
- ② 納税者等が①の市税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者等から①の市税の納期限（*2）までに「徴収猶予申請書」が掛川市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*3）

*1 例えば、法定申告期限から1年を経過した日以後に修正申告を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。

*2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。

*3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合と同様です。

3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年（*1）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、徴収猶予を受けた市税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、掛川市長が定めることがあります。

*1 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は当初の猶予期間が終了する前に掛川市に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を掛川市に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「徴収猶予申請書」
- 「財産収支状況書」
- 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類（*1）

(2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合と同様です。

*1 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、掛川市納税課までお問い合わせください。

- ① 災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など
- なお、上記①又は②の添付書類の提出を困難とする事情があるときには、納税課へご相談ください。

5 申請等の審査などの手続

I 換価の猶予の「4 提出された申請書の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」までの手続については、徴収猶予の申請があった場合にも同様となります。

徴収猶予申請書の書き方

申請書に必要事項を記載し、「財産収支状況書」を添付して提出してください。

提出日を記載してください。

徴収猶予申請書

掛川市市長 様

住所又は所在地、氏名又は名称、
個人番号又は法人番号を記載し、押
印してください。

平成 28 年 7 月 〇 日

徴収猶予の申請をするときに、未納となっ
ている市税のうち申請の対象となるものを記
載してください。延滞金については本税を納
付していないものは「要す」と記載してくだ
さい。詳しくは掛川市納税課まで。

(申請者)
住(居)所又は所在地 掛川市大東1111番地
氏名又は名称 掛川 花子 ㊞
個人番号又は法人番号 3210987654321

1 地方税法第15条の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予の申請をします。

納付(納入)すべき市税	科目	賦年	相年	通知番号	期(月)	税額(円)	延滞金額(円) 法律による金額	合計金額(円) 法律による金額	納期限	備考
	市県民税	28	28	123456	1	100,000	要す	100,000	平成28年7月5日	
市県民税	28	28	123456	2	100,000	要す	100,000	平成28年9月5日		
市県民税	28	28	123456	3	100,000	要す	100,000	平成28年11月7日		
市県民税	28	28	123456	4	100,000	要す	100,000	平成29年1月5日		
合計						400,000	要す	400,000		

2 納付すべき市税のうち
徴収猶予を受けようとする金額

250,000	要す	250,000		
---------	----	---------	--	--

3 猶予該当
事実の詳細

平成×年9月に交通事故に遭い、同月から平成〇年2月まで病院に誘引し、その後も通院している。

一時に納付 することが できない事 情の詳細	〇〇病院に治療費及び入院費として62万円を支払い、××生命保険から保険金32万円を受領しているため、差引金額である30万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
---------------------------------	---

4 猶予期間

平成28年7月〇日 から 平成29年1月〇日

納付計画	年月日	納付金額(円)	年月日	納付金額(円)
	平成28年8月〇日	50,000		
平成28年9月〇日	50,000			
平成28年10月〇日	50,000			
平成28年11月〇日	50,000			
平成28年12月〇日	50,000			
平成29年1月〇日	延滞金			

猶予期間の開始日(申請書を提出する日)から納付計画の最終日を記載します。

財産収支状況書の分割納付計画欄から転記します。

5 担保

有 無

担保財産の詳細又は提供でない特別の事情

-

1 「地方税法第15条の2第○項の規定により徴収の猶予を申請します。」欄

下線部に適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予	納税者等がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	
	納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	
	納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと	地方税法第15条の2第1項
	納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと	
	納税者等に上記4つに類する事実があったこと	
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の猶予	納付し、又は納入すべき市税を一時に納付し、又は納入することができない理由があること	地方税法第15条の2第2項

2 「納付すべき市税のうち、徴収猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から「財産収支状況書」の「現在納付可能資金額」欄の現在納付可能資金額を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の納税の猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額（*1）が、猶予を認められる限度額となります。

*1 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

250,000円 (納付すべき市税の合計額)	—	50,000円 (現在納付可能資金額)	=	200,000円 ㊦ (納付を困難とする金額)
620,000円 (治療費及び入院費)	—	320,000円 (受領した保険金)	=	300,000円 ㊧ (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)
300,000円㊧ (猶予該当事実があったことによる支出又は損失)	>	200,000円㊦ (納付を困難とする金額)	⇒	200,000円 ㊧ (この欄に記載する金額)

※ 「納付を困難とする金額」が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、徴収猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。

3 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の期限から1年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（*1）により猶予を受けようとする市税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

*1 この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする市税を納付すべきことを知ったときから徴収猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね1か月程度）内に徴収猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時的に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記します。

《記載例》

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等	平成〇年〇月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗の床上浸水のため、復旧して営業を再開するまで10日間を要した。そのため、その間の売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷	平成〇年〇月に交通事故に遭い、同月から3か月間〇〇病院に入院し、その後も通院している。	〇〇病院に治療費及び入院費として、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間に合計89万円を支払い、〇〇生命保険から保険金26万円を受領しているため、差引金額である63万円が、猶予該当事実があったことによる支出となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより、平成〇年〇月から〇月までの売上が前年比70%減となるなど業績が著しく悪化したため、平成〇年〇月に従業員全員を解雇し、衣類品販売業を廃業した。	廃業に伴い、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失67万円及び従業員3人を解雇した際に支払った退職金の合計135万円を合わせた202万円が、猶予該当事実があったことによる支出又は損失となっている。
事業上の著しい損失	平成〇年〇月期は250万円の利益があったが、平成〇年〇月から主要取引先である〇〇社からの受注がなくなったこと等から、平成〇年〇月期は150万円の損失となってしまった。	平成〇年〇月期の損失150万円のうち、平成〇年〇月期の利益金額250万円の2分の1の金額125万円を超える部分である25万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。
本来の納期限から1年を経過した後 に納付すべき市税 が確定した場合	原則として記載不要（やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。）	納付すべき税額30万円のうち、納期限までに納付できる金額は5万円のみであり、残額25万円については一時に納付することができない。

4 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」（*1）から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

*1 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・ 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の法定納期限以前である場合には、法定納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- ・ 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

この欄の記載方法については、「換価の猶予申請書」の「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の記載方法の説明と同様です。